

# 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりである。

## 1 件名

(仮称) 横浜市三次元河川まっぷ作成業務委託

## 2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

概算業務金額（上限）については、全体金額約150,000,000円（税込）とする。

なお、提案書提出時には、イニシャルコスト及びランニングコストの参考見積書を提出するものとする。

## 3 プロポーザル参加者の資格（提案資格要件）

単独の企業でプロポーザルに参加しようとする者は、「3-1 単独の企業」を、2者以上の企業でプロポーザルに参加しようとする者は、「3-2 共同企業体」を全て満たす者であり、参加にあたっては提案資格の確認を受けること。

### 3-1 単独の企業

#### (1) 資格条件

構成員数は1者とする。

#### (2) 構成員の資格条件

ア 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げるものでないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有すること。

イ プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで、横浜市指名停止等措置要綱（令和7年4月1日）の規定による指名停止を受けていない者であること。

ウ 当該年度の本市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）において「906：測量」の「C：航空写真測量（地図作成含む）」に登録が認められていること。

エ 当該年度の本市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において「316：コンピュータ業務」の「A：ソフトウェア開発・改修」かつ「B：システム運用・監視」に登録が認められていること。

オ 業務責任者の条件は、次のとおりとする。

(ア) 直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ参加意向申出書の提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。

(イ) 建造物の三次元モデルを用いた業務の実務経験を有する者。

(ウ) 「空間情報総括監理技術者」または「10年以上のGISに係る実務経験を有する測量士」の資格保有者を配置すること。

カ 照査技術者の条件は、次のとおりとする。

(ア) 直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ参加意向申出書の提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。

(イ) 「空間情報総括監理技術者」の資格を有する者

キ 業務責任者は上記カの主任技術者を兼務することができる。

## 3-2 共同企業体

### (1) 資格条件

ア 構成員数は2者以上とする。

イ 各構成員（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下、「組合」という。）の場合はその組合員を含む。）は、本件に関するプロポーザルにおいて、同時に2以上の共同企業体の構成員（組合の場合はその組合員を含む）になることができない。

ウ 共同企業体は、構成員の中から代表構成員1者を定め、代表構成員より本プロポーザルに関する各種資料等を提出すること。

### (2) 構成員の資格条件

ア 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げるものでないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有すること。

イ プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで、横浜市指名停止等措置要綱（令和7年4月1日）の規定による指名停止を受けていない者であること。

ウ 地形測量の業務を実施する構成員は、当該年度の本市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）において「906：測量」の「C：航空写真測量（地図作成含む）」において登録が認められていること。

エ 三次元河川まっぷ作成業務を実施する構成員は、当該年度の本市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において「A：ソフトウェア開発・改修」かつ「B：システム運用・監視」に登録が認められていること。

オ 構成員は上記ウ及びエの内、複数の業務を実施することができる。なお、各業務を実施する構成員を業務実施体制の確認書類等で明らかとすること。

カ 業務責任者として、以下の条件を全て満たす者を配置すること。

(ア) 構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ参加意向申出書の提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。

(イ) 建造物の三次元モデルを用いた業務の実務経験を有する者。

(ウ) 「空間情報総括監理技術者」または「10年以上のGISに係る実務経験を有する測量士」の資格保有者を配置すること。

キ 測量、三次元河川まっぷ作成業務及び教材作成の各業務に主任技術者を配置すること。なお、主任技術者は、当該業務を実施する構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ参加意向申出書の提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者を1名以上配置すること。ただし、2名以上の者を配置する場合に限っては、それぞれの役割を明確にすること。

また、測量については、「測量士」の資格を有する者とし三次元河川まっぷ作成業務は、「空間情報総括監理技術者」または「10年以上のGISに係る実務経験を有する測量士」の資格保有者を配置すること。

ク 照査技術者の条件は、次のとおりとします。

(ア) 直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ参加意向申出書の提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。

(イ) 「空間情報総括監理技術者」の資格を有する者

ケ 業務責任者は上記キの主任技術者を兼務することができる。

コ 本件プロポーザルに参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合その内1者しか参加できない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

- a 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
  - b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係
- 以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員の内、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
    - (a) 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。
    - (b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
    - (c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
    - (d) その他業務を執行する者であつて、(a)から(c)までに掲げる者に準ずる者
  - b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下、「管財人」という。）を現に兼ねている場合
  - c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

#### 4 参加に関する手続き

##### (1) 参加意向申出書等の提出

プロポーザルの参加の意思について、次のとおり、参加意向申出書等の一式の書類を提出すること。なお、構成員は代表構成員へ委任する事項について、委任状（様式3）によりその内容を明確にすること。単独企業として参加するものは、委任状（様式3）の提出は不要とする。

ア	提出期限	令和8年5月11日（月） 17時00分まで（必着）
イ	提出先	〒231-0005
		神奈川県横浜市中区本町6丁目 50番地の10 市庁舎21階
		横浜市下水道河川局河川部河川流域整備課
		三次元河川まっぷ担当
		e-mail : <a href="mailto:gk-kasenseibi@city.yokohama.lg.jp">gk-kasenseibi@city.yokohama.lg.jp</a>
		電話 : 045-671-2869
ウ	提出方法	持参、郵送又は電子メール（指定されたもの以外の方法・様式による提出は受理しません。郵送の場合は書留郵便、電子メールの場合は提出書類にパスワードを付け、期限までに到着するように発送してください。ただし、持参以外は着信確認を行ってください。）
エ	提出書類 (各1部)	・参加意向申出書（様式1）
		・構成企業一覧表（様式2）
		・委任状（様式3）
		・プロポーザル参加資格申請書（様式4）
		・配置予定者の資格（様式5）

##### (2) 提案資格確認結果の通知（提案資格確認結果通知書（様式6））

参加意向申出書を提出した者の内、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を電子メール（ない場合は、郵送）にて通知する。

ア 通知日 令和8年5月18日（月） 17時00分までに行う。

イ その他

(ア) 提出された資料に記載した配置予定者は病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更はできない。

(イ) 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求められることができる。書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所開庁日5日後の17時00分までに参加意向申出書提出先まで提出すること。

なお、説明を求めた者に対し書面により回答する。

##### (3) 関係書類の提出（プロポーザル関係書類提出要請書（様式6-1））

契約事務受任者は、提案資格を満たす者であることを確認した者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書（様式6-1）により提案書及び質問書を「5 質問書の提出」、  
「6 提案書の内容」及び「7 提案書の提出」に記載するとおり提出を要請する。

## 5 質問書の提出

### (1) 参加意向申出書等の提出に関わる内容

質問がある場合は、次のとおり、質問書（様式7）を提出すること。

質問事項のない場合は、質問書の提出は不要である。

ア	提出期限	<u>令和8年4月15日（水） 17時00分まで（必着）</u>
イ	提出先	「4参加に関する手続き（1）参加意向申出書等の提出」に同じ
ウ	提出方法	「4参加に関する手続き（1）参加意向申出書等の提出」に同じ
エ	回答期限	<u>令和8年4月21日（火） 17時00分までに行う。</u>
オ	回答方法	<b>電子メール（ない場合は、郵送）及び市ウェブページに記載</b>
カ	その他	電話等での問い合わせには対応しないので、質問内容が明確になるように記載すること。

### (2) 提案書の作成に関する内容

質問がある場合は、次のとおり、質問書（様式7）を提出すること。

なお、質問できる者は、「4参加に関する手続き（2）提案資格確認結果」の通知で提案資格が認められた者とし、提案資格が認められた者全てに回答する。

質問事項のない場合は、質問書の提出は不要である。

ア	提出期限	<u>令和8年5月29日（金） 17時00分まで（必着）</u>
イ	提出先	「4参加に関する手続き（1）参加意向申出書等の提出」に同じ
ウ	提出方法	「4参加に関する手続き（1）参加意向申出書等の提出」に同じ
エ	回答期限	<u>令和8年6月5日（金） 17時00分までに行う。</u>
オ	回答方法	<b>電子メール（ない場合は郵送）</b>
カ	その他	電話等での問い合わせには対応しないので、質問内容が明確になるように記載すること。

## 6 提案書の内容

- (1) 提案については、別添の所定の様式（様式8から12）に記載するとともに、根拠資料を添付すること。

ア	提案書鑑	様式8
イ	工程管理	様式9
ウ	企業の履行能力	様式10
エ	市内企業の活用	様式11
オ	ワークライフバランス	様式12
カ	提案書	自由様式 (最大20ページ)
キ	参考見積書	

- (2) 提案書の作成にあたっては、以下のとおりとする。

- ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述すること。
- イ 文字は注記等を除き原則として 10 ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述すること。
- ウ 本文の各ページには、下部にページ番号を表示すること。
- エ 多色刷りも可とするが、複写する際にモノクロとなる場合があるので留意すること。
- オ 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有する場合は、記載すること。
- カ 表紙となる提案書を除き、一切社名（代表者名、社員名、企業ロゴ等を含む）の記載及び社名が推定できる記載（システムの名称等）は行わないこと。

## 7 提案書の提出

ア	提出期限	<u>令和8年6月17日（水） 17時00分まで（必着）</u>
イ	提出先	「4参加に関する手続き（1）参加意向申出書等の提出」に同じ
ウ	提出方法	「4参加に関する手続き（1）参加意向申出書等の提出」に同じ
エ	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所定の様式以外の書類については受理しない。</li> <li>・ 提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。</li> <li>・ 提出された資料は返却しない。</li> <li>・ 提案書に記載した配置予定者は病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更できない。</li> <li>・ 提案書の提出は、1案のみとする。</li> <li>・ 提案内容の変更は認められない。</li> <li>・ 提案書（様式8）と根拠資料は別ファイルにすること。</li> <li>・ 様式の決まっている資料の電子版は Microsoft Word2013 以上で作成したものと及び PDFに変換したものを提出すること。</li> </ul>

## 8 スケジュール

年 月 日	内容
令和8年4月15日（水）	提案資格に関する質問書の提出期限
令和8年4月21日（火）	提案資格に関する質問書への回答期限
令和8年5月11日（月）	参加意向申出書等の提出期限
令和8年5月18日（月）	提案資格確認結果及び通知
令和8年5月29日（金）	提案書作成に関する質問書の提出期限
令和8年6月5日（金）	提案書作成に関する質問書への回答期限
令和8年6月17日（水）	提案書提出期限
令和8年7月8日（水）（予定）	ヒアリングによる技術評価（評価委員会）
令和8年7月22日（水）（予定）	受託候補者の特定

## 9 評価基準

提案書評価基準のとおり

## 10 ヒアリングの実施

次により提案内容に関するヒアリングを行う。

(1) 実施日時 令和8年7月8日（水）（予定）

(2) 実施場所 詳細は別途通知

(3) 出席者 業務責任者を含む3名以下とすること。

(4) その他

ア プレゼンテーションは業務責任者または主たる担当技術者が行うこと。

イ プレゼンテーションに際しては、提案書の内容のみで構成した資料のプロジェクター投影による説明とする（提案するシステムの操作も可）。なお、資料の追加または変更の提出は認めない。

ウ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は、提案者が用意すること。

なお、プロジェクター、HDMIケーブル、スクリーンは本市が用意する。

そのほか必要なものは、事前に事務局へ確認を取ったうえで提案者が用意すること。

エ 1者あたりのプレゼンテーション時間は20分程度（プレゼンテーション 15分、質疑応答 5分）を考えているが、進め方に関しては実施日時・場所等の詳細と合わせて別途提示する。

オ プレゼンテーションは、公正を期すため企業名等は伏せて行う。

(5) ヒアリング当日の注意事項

ア 入室後、事務局よりプレゼンテーションの開始を許可されるまで発言することはできない。開始許可時をヒアリング開始時刻とする。

イ プレゼンテーション及び質疑の時間は厳守すること。

## 11 プロポーザルに関する審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行う。

名 称	下水道河川局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会	(仮称) 横浜市三次元河川まっぷ作成業務委託に関するプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザル方式の実施及び受託候補者の特定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委 員	下水道河川局 局長 総務部長 マネジメント推進部長 下水道管路部長 下水道施設部長 河川部長 技術監理課長 経理課長 財政局 契約第二課長 (令和8年1月現在)	下水道河川局 マネジメント推進部長 下水道施設部長 マネジメント推進課長 管路保全課長 管路整備課長 施設管理課長 河川流域管理課長 (令和8年1月現在)

## 12 評価結果の通知方法

- (1) プレゼンテーション実施後、下水道河川局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会での審議を経て、ヒアリング参加者に対して本プロポーザルの特定及び非特定についての結果通知書を電子メール(ない場合は、郵送)にて送付する(着信確認を行うこと)。送付時期は、令和8年8月頃を想定している。
- (2) 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所開庁日5日後の17時00分までに参加意向申出書提出先まで提出すること。説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 13 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出された提案書(紙配布資料を含む)(以下、「提案書等」という。)は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (2) 提案書等は、ほかの者に知られることのないように取り扱う。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがある。
- (3) 提案書等は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) プロポーザルの実施のために本市が作成した資料は、本市の了解を得ることなく公表、使用することはできない。

## 14 プロポーザル手続きにおける注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、下水道河川局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会において特定を見合わせることもある。
- (2) プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、提案内容に沿って実施すること。

- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日提案内容等に基づき、本市の決定した予定事業費の範囲内で業務委託契約を締結する。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において協議の上、若干の修正を行うことがある。

## 15 無効となるプロポーザル（欠格要件）

以下の項目に該当した者は提案者の資格を失うこととなり、その旨及びその理由を書面（様式14）により通知する。通知を受けた時点より該当提案者に関するプロポーザルにおける手続きは無効となる。

欠格となった旨の通知を受けた提案者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求められることができる。書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所開庁日5日後の17時00分までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所開庁日5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

- (1) 提案書、プレゼンテーション用資料等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 2つ以上の提案の構成員となったもの（構成員となったすべての提案）
- (6) 本プロポーザルに関して評価委員会の委員との接触があった者
- (7) ヒアリングに出席しなかった者
- (8) 関係法令等に抵触するもの

## 16 特記事項

横浜市設計・測量等委託契約約款（令和7年4月）の規定による。

## 17 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
  - ア 言語：日本語
  - イ 通貨：日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
受託者として特定した者は、本市が作成する契約書（案）を基に、契約書を作成する。
- (4) 業務価格（上限）  
全 体 額：150,000,000円（税込）

参 考 受託者選定フロー

